

ペットフード安全法 安全管理体制に関する Q&A

事業者のみなさまからのよくある質問と答えをまとめています。[リーフレット](#)や[マニュアル](#)をご一読の上、これらの Q&A をご活用ください。

Q.1 国は、基準・規格を作った後に、それらが守られているかについて、どのように取り組むのですか。

A.1 国の指示のもとに、FAMIC がペットフードの製造業者や輸入業者などに対して、抜き打ち検査を行っていきます。集取したペットフードの検査結果は、違反の有無も含め公表いたします。

また、ペットの健康被害を未然に防止するため、回収する可能性があるなどと判断された場合には、その結果を報道発表いたします。

Q.2 ペットフード中に有害物質が含まれているかどうか、FAMIC に分析を依頼することはできますか。

A.2 FAMIC は立入検査や違反時の調査等、行政の依頼に基づく分析を行っています。お手持ちのペットフードの確認については、まずは民間の検査機関に、分析試験の実施が可能かどうかをお尋ねください。

Q.3 (販売店からの質問) 自分のお店で販売している製品がサンプリングされ FAMIC が検査したところ、違反した製品であることがわかりました。この場合、販売店としては、どのような対応が求められますか。

A.3 違反の内容にもよりますが、仮に有害物質の混入等による犬・猫の健康被害に直結するような重大な違反であれば、まずは被害の拡大防止が最優先となります。製造業者等の関連する事業者と協力の上、回収等の措置に努めていただくことになります。

その後、違反の原因を特定するため、製造から販売までの過程を調査する際にも、御協力して頂く場合があります。なお、特定された違反原因によっては、必要に応じて再発防止策を講じていただくこともあります。

Q.4 立入検査で集取されたサンプルは、成分規格に定められた項目について全て検査されるのでしょうか。

A.4 必ず全ての項目について検査するというわけではなく、検査の際に確認する製造状況等を踏まえて、総合的に必要な検査項目を決めています。

Q.5 立入検査で集取されたサンプルの分析試験の結果はどのように公表されるのでしょうか。実測値についても公表されるのでしょうか。

A.5 農林水産省及び FAMIC の HP 等で公表しています。実測値については、基準・規格に適合していないことが認められた場合に付記されます。

Q.6 立入検査で集取されたサンプルの分析試験の結果、成分規格に適合しない製品については、全て回収になりますか。

A.6 違反の内容が、犬・猫の健康被害に直結するような重大な違反の場合には、直ちに全てを回収することが必要になると考えられます。なお、製品の回収も含めて、立入検査の結果に対して事業者に対して執っていただく必要な措置については、違反内容等を踏まえて総合的に判断することとなります。

Q.7 工場への立入検査で原材料のサンプルも集取できることになっています。原材料の成分規格は設定されていませんが、何を分析するのでしょうか。また、分析試験の結果は公表されるのでしょうか。

A.7 通常は販売用ペットフードを対象としたサンプルの集取が中心になると考えられますが、販売用ペットフードの違反の原因が使用した原材料にある場合、又はその疑いがある場合については、原材料を対象としたサンプルの集取及び対象成分の分析を行う場合も想定されます。また、その際には原材料の試験の結果も公表されることとなります。

Q.8 立入検査で集取されたサンプルについて、表示違反を指摘された場合、当該製品はすぐに回収命令を受けることになるのでしょうか。

A.8 違反の内容が、犬・猫の健康被害に直結するような重大な違反の場合でなければ、必ずしも回収を命ずることはないと考えられます。

なお、犬・猫に健康被害を及ぼすおそれがある等の場合は、事業者にとっていただく必要な措置については、違反内容等を踏まえて総合的に判断することとなります。

Q.9 立入検査で集取されたサンプルについて、表示違反を指摘された場合、表示の変更のための準備期間を認めてもらえるのでしょうか。

A.9 未出荷の在庫品については、表示を付して出荷してください。出荷済みの製品が販売先で在庫されている場合も、速やかに対応をお願いします。

なお、違反の内容にもよりますが、表示の変更を速やかに講じていただくことが必要になると場合もあります。

Q.10 立入検査をされる時に帳票等も検査されると思いますが、検査場所によっては、必ずしも帳簿等の書類が整っていない所もありますが、どうしたらよいですか。

A.10 法に定める帳簿がどこでどのように記帳、備え付けられているか、説明できる対応をお願いします。

Q.11 分析データは、工場になく他の場所の品質管理部門に置いてあるのですが、工場になければいけないのですか。

A.11 他の場所にあっても構いませんが、工場において、どこでどのような品質管理が行われているのか、説明できるよう対応をお願いします。

Q.12 立入検査で集取したサンプルは、有償とのことですが、現場で金銭の授受が行われるのですか。

A.12 サンプルの集取後、原則、指定口座へ振り込まれます。

Q.13 立入検査で集取されたサンプルについての結果は、どの程度の期間で連絡があるのでしょうか。また、集取されたサンプルと同ロットの製品は、結果が出るまで間、念のため、別サンプルとして取っておく必要があるのでしょうか。

A.13 通常は2か月程度で公表という形で、農林水産省及びFAMICのHP等に掲載しています。集取サンプルと同一ロットの製品の留め置きについては、法令で義務付けられているものではありませんので、各事業者が任意に判断してください。

事業者の方は、ご不明な点は各地方農政局へご照会ください。

北海道農政事務所	011-330-8816
東北農政局	022-221-6097
関東農政局	048-740-5065
北陸農政局	076-232-4106
東海農政局	052-223-4670
近畿農政局	075-414-9000
中国四国農政局	086-227-4302
九州農政局	096-211-9255
内閣府沖縄総合事務局	098-866-1672

[ペットの飼い主のみなさまからのお問い合わせはこちらへ](#)（各地方環境事務所）